

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十七年政令第三百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、二とする。	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の政令で定める倍数は、一とする。